

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理要領の制定について
(例規通達)

平成3年6月26日
広交規第925号警察本部長

改正	平成4年3月広警務第255号	平成5年12月広総務第454号
	平成6年10月広駐対第416号	平成8年3月広警務第196号
	平成9年4月広警務第303号	平成13年3月広警務第426号
	平成14年6月広交企第1138号	平成17年4月広監第451号
	平成17年12月広交規第1301号	平成19年3月広警務第637号
	平成28年3月24日	令和3年3月1日

各部長・参事官
各所属長

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成2年法律第74号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、みだしの要領を別添のとおり定め、平成3年7月1日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底させ、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この要領の基本方針等は、次のとおりである。

記

1 基本方針

保管場所を確保していない自動車の指導取締りは、次に掲げる地域及び自動車を重点対象に実施するものとする。

なお、重点対象地域の選定に当たっては、住民の要望を尊重し、共感を得るよう配慮するものとする。

(1) 重点対象地域

道路上に駐車している自動車の存在により、道路における危険が生じ、又は円滑な道路交通に支障を及ぼしている地域で、おおむね次に例示する地域

ア 違法駐車車両を直接、間接の原因とする交通事故が多発している地域

イ 違法駐車車両の存在が緊急自動車等の通行を妨げ、付近の住民に不安を与える等の事案が生じている地域

ウ 居住者の世帯数に見合った規模の駐車場が確保されていないため違法駐車車両がまん延している団地等の周辺の地域

(2) 重点対象自動車

危険性、迷惑性、悪質性等が高いと認められる自動車で、おおむね次に例示する自動車

ア 幅員の狭い道路、歩道上、道路の曲がり角等に駐車して、人や他の自動車等の通行の妨害となっている自動車

イ トラック、ダンプカー等車体の大きい自動車

ウ 暴力団構成員、暴走族等の保有する自動車等自主的な保管場所の確保を期待することが困難と認められる自動車

2 適用地域に在る自家用自動車の保有者に対する措置に係る留意事項

(1) 警察官の認知

警察官は、道路上の場所に駐車している自動車について、次に掲げる場合を自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第8条の規定による通知の対象として認知すること。

ア 保管場所標章が表示されていない場合

イ 保管場所標章に表示されている位置と異なる地域の道路上の場所において、保管場所としての道路の使用の禁止等違反（法第11条第1項及び第2項の規定に違反する行為をいう。以下同

じ。)となるような行為が認められる場合

ウ 自動車の番号標の文字により表示された運輸支局等の管轄する地域以外の道路上の場所において、保管場所としての道路の使用の禁止等違反となるような行為が認められる場合

エ 同一の場所又は区域において、保管場所としての道路の使用の禁止等違反となるような行為が繰り返し認められる場合

オ 同一の場所又は区域において、放置駐車違反（道路交通法（昭和35年法律第105号）第119条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に違反する行為をいう。）となるような行為が繰り返し認められる場合

(2) 通知事案報告書の審査

警察官の認知に係る事案が法第8条の規定による通知事案に該当するかどうかの警察署長の審査は、次の事項を確認した上、行うこと。

ア 保管場所標章の表示の有無

イ 保管場所証明や保管場所に係る届出に係る保管場所としていた場所を現在は使用していない場合の新たな保管場所の確保の状況

ウ 保管場所として確保している場所の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第1条で定める要件の具備

3 適用地域に在る運送事業用自動車の保有者に対する措置に係る留意事項

(1) 適用規定

運送事業用自動車で、使用の本拠の位置が適用地域に在るものにあつては、法第8条及び第13条第2項の規定による措置を一連のものとして適用すること。

(2) 通知

前2の(1)のイは、運送事業用自動車について準用することとし、当該警察官の認知に係る事案に係る運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当するものとして、すべて都道府県公安委員会に対し、通知すること。

(3) 監督行政庁に対する通知

運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当すれば法第13条第2項の規定による通知の要件にも該当することとなるので、公安委員会は、法第8条の規定による通知を受理した場合は、法第13条第2項の規定により、当該運送事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する、運送事業を監督する行政庁である地方運輸局又は沖縄総合事務局に対し、運輸支局若しくは神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局陸運事務所を通じて、その旨を通知すること。

4 適用地域外の地域に在る自動車の保有者に対する措置に係る留意事項

警察署長は、使用の本拠の位置が適用地域外の地域に在る自動車について、法第8条の規定による通知の要件に該当すると認められる場合には、当該自動車の保有者に対し、保管場所を確保するよう指導を徹底すること。

なお、運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当すれば法第13条第2項の規定による通知の要件にも該当することとなるので、法第8条の規定による通知の要件に該当するものを認知した場合には、広島県公安委員会に対し、その旨を上申すること。この場合において、前3の(3)の手続を準用する。

5 報告又は資料の提出に係る留意事項

警察官の認知に係る法第8条の規定による通知事案についての、警察署長の保管場所の確保状況照会に対する回答、法第9条第3項の規定による自動車の保管場所を確保した旨の申告があった場合の当該確保状況の確認等の場合で、保管場所の確保状況に関し疑義があるときは、法第3条の保管場所確保義務の履行を確保するため必要な限度で、法第12条の規定による報告又は資料の提出の活用を図ること。

なお、報告又は資料の提出を求める書面を例示すると、おおむね次のとおりである。

(1) 自動車の保有者の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面

ア 住民票の写し

イ 印鑑証明書

ウ 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等

(2) 保管場所として使用する権原を有するかどうか確認するための書面

- ア 当該土地又は建物の登記簿，固定資産台帳等の謄抄本又はその写し
- イ 課税通知書又はその写し
- ウ 納税証明書又はその写し
- エ 賃貸契約書又はその写し

6 その他の留意事項

(1) 自動車の区分，適用地域及び保有時期

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置については，自家用自動車と運送事業用自動車の区分，適用地域及び保有時期により各規定の適用を異にするので，その適用に当たっては，十分留意すること。

(2) 連携の確保

警察署長及び交通部交通指導課長は，保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理について，相互に連絡を密にして，適正な運用に努めること。

別添

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理要領

第1 目的

この要領は，自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第8条，第9条及び第13条第2項の規定に基づき，広島県公安委員会及び警察署長が行う保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関し必要な事項を定め，その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において，次に掲げる用語の定義は，それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 運送事業用自動車 法第13条第2項の運送事業用自動車をいう。
- (2) 自家用自動車 運送事業用自動車以外の自動車をいう。
- (3) 適用地域 法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される地域をいう。

第3 適用地域に在る自家用自動車の保有者に対する措置

1 通知

(1) 通知事案の認知等

警察官は，法第8条の規定による通知の対象に該当する自動車を認知したときは，速やかに当該自動車の使用の本拠の位置が適用地域に在るかどうかなど必要な事項を調査の上，別記様式第1号の通知事案報告書（以下「通知事案報告書」という。）を作成するとともに，当該事案に係る現認報告書，保管場所としての道路の使用の禁止等違反（法第11条第1項及び第2項の規定に違反する行為をいう。）に係る交通切符（以下「保管場所法切符」という。），放置駐車違反（道路交通法（昭和35年法律第105号）第119条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に違反する行為をいう。）に係る交通反則切符（以下「交通反則切符」という。），交通切符その他の捜査書類等を添付して，警察署長に対し報告するものとする。

(2) 通知事案報告書の審査等

警察署長は，通知事案の報告を受けたときは，次の審査をし，所要の整備をするものとする。

ア 当該事案が通知事案に該当するかどうか。

イ 事実の認定についての誤り又は通知事案報告書の記載内容に不備がないかどうか。

(3) 保管場所の確保状況の照会等

警察署長は，通知事案に該当すると認められる事案については，通知事案報告書に基づき，別記様式第2号の自動車保管場所確保状況照会書を作成し，当該照会書に係る自動車の保有者に対し，当該照会書を交付して，保管場所の確保状況を照会するとともに，保管場所を確保していない場合は，保管場所を確保した上，保管場所証明，保管場所に係る届出等の手続を履行するよう指導するものとする。この場合において，当該照会書を交付したときから15日以内に，当該自動車の保有者に対し，保管場所の確保状況について別記様式第3号の自動車保管場所確保状況回答書（以下「自動車保管場所確保状況回答書」という。）により，回答を求めるものとする。

(4) 通知

ア 通知の方法

警察署長は、おおむね15日以内に自動車保管場所確保状況回答書による回答がなく、又は保管場所を確保する予定がないと認められる者が保有している自動車については、別記様式第4号の通知書（以下「通知書」という。）を作成するとともに、関係書類を添付して、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会に対し、通知するものとする。

この場合において、警察署長は、自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内に在るものについては、広島県公安委員会を通じて当該公安委員会に通知するものとする。

イ 添付書類

通知書に添付する書類は、次に掲げる書類の全部又は一部とし、必要に応じ他の書類を加えるものとする。

(ア) 自動車保管場所確保状況回答書の写し

(イ) 現認報告書の写し

(ウ) 保管場所法切符2枚目（交通事件原票）の写し

(エ) 交通反則切符2枚目（交通事件原票）又は交通切符2枚目（交通事件原票）の写し

2 自動車の運行供用の制限

(1) 聴聞及び審査

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、警察署長から通知書の送付を受けたときは、当該通知に係る事案について、次の確認をした上、聴聞手続を経て、法第9条第1項の規定による自動車の運行供用制限の要件に該当するかどうかを審査するものとする。

ア 自動車の使用の本拠の位置が適用地域に在るかどうか。

イ 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成2年法律第74号）附則第2条第3項の規定により、法第9条の規定が適用できる自動車及び当該自動車の保有者であるかどうか。

(2) 処分事案の移送

交通指導課長は、自動車の運行供用の制限の処分（以下「処分」という。）を行う事案に該当すると認められるもののうち、自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内に在るものについては、別記様式第5号の自動車運行供用制限事案移送通知書を作成し、通知書及び関係書類を添付して当該公安委員会に移送するものとする。

(3) 処分の執行等

ア 自動車運行供用制限書等の作成

法第9条第1項及び第10条の規定に基づき広島県公安委員会が処分を行うことを決定した事案については、交通指導課長は、別記様式第6号の自動車運行供用制限書（以下「自動車運行供用制限書」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）別記様式第7号の標章（以下「運行禁止標章」という。）を作成するものとする。

イ 自動車運行供用制限書等の送付

交通指導課長は、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対して、自動車運行供用制限書及び運行禁止標章を送付するものとする。

ウ 処分の執行

自動車運行供用制限書及び運行禁止標章の送付を受けた警察署長は、次の事項に留意して、速やかに、当該処分に係る自動車の保有者に対し自動車運行供用制限書を交付し、かつ、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に運行禁止標章をはり付けるものとする。

(ア) 処分を行う場所

処分は、原則として、当該処分に係る自動車の保有者に、当該自動車を道路上の場所以外の場所に移動させ、その場所で行うこと。

(イ) 処分の通知の方法

処分の通知は、原則として、当該処分に係る自動車の保有者に対し、直接行うこと。この場合、あらかじめ、口頭で処分内容及び理由を告知した後、自動車運行供用制限書を交付するものとするとともに、処分の解除のための手続について告知すること。

エ 処分執行結果の報告

警察署長は、処分を執行したときは、別記様式第7号の自動車運行供用制限処分執行報告書に処分の執行の日時、場所、自動車運行供用制限書の交付者の氏名等を記入の上、交通指導課長に送付するものとする。

(4) 処分の解除

ア 保管場所確保の申告

処分に係る自動車の所有者の規則別記様式第8号の自動車保管場所確保申告書による保管場所確保の申告は、処分を執行した警察署長が受理するものとする。

なお、処分に係る自動車の所有者が、保管場所を確保した後、保管場所証明の申請又は保管場所に係る届出を行った場合において、申請又は届出に係る警察署長が、処分を執行した警察署長と異なるときは、自動車保管場所確保申告書の提出を受け、処分を執行した警察署長に転送することができるものとする。この場合において、処分を執行した警察署長の属する公安委員会が他の都道府県公安委員会であるときは、広島県公安委員会を通じて転送するものとする。

イ 確認

保管場所確保の申告を受理した警察署長は、次の方法により、速やかに、保管場所の確保状況を確認するものとする。この場合において、保管場所の確保状況を確認できたと認められないときは、保管場所の確保状況に関し、所有者に対する質問、現地調査等を行うものとする。

(ア) 自動車の所有者が、保管場所証明書の交付を受け、又は保管場所に係る届出を行った上で、申告を行う場合には、保管場所標章の表示により確認すること。

(イ) 前(ア)以外の場合は、保管場所である駐車場の賃貸借契約書等保管場所を確保していることを疎明する書面の提示により確認すること。

ウ 確認通知書の作成等

保管場所が確保されていることを確認した警察署長は、別記様式第8号の確認通知書（以下「確認通知書」という。）を作成の上、処分に係る自動車の所有者に対し、速やかに、当該確認通知書を交付するとともに、運行禁止標章を取り除くものとする。

なお、取り除いた運行禁止標章の取扱いには注意し、警察署長において確実に処分しなければならない。

エ 手続終了の報告

確認通知書を交付し、運行禁止標章を取り除いた警察署長は、広島県公安委員会に対して、別記様式第9号の手続終了報告書（以下「手続終了報告書」という。）により報告するものとする。

(5) 処分の執行及び解除の依頼等

ア 処分の執行等の依頼

広島県公安委員会が処分を行うことを決定した後、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域に変更された場合は、原則として、変更後の都道府県公安委員会に対し、処分を執行すること及び当該処分に係る自動車の所有者が保管場所を確保した場合における処分の解除のための各手続を行うことについて、別記様式第10号の自動車運行供用制限処分執行等依頼書により依頼するものとする。この場合において、自動車運行供用制限書、運行禁止標章その他関係書類を添付するものとする。

イ 処分執行結果の連絡

前アの処分の執行等を他の都道府県公安委員会に依頼した場合は、その結果について、処分を執行した旨の書面の送付等を求めるものとする。また、他の都道府県公安委員会から処分の執行等の依頼を受けた場合は、速やかに、処分を執行するとともに、その結果について、処分の執行等の依頼を受けた都道府県公安委員会に対し、自動車運行供用制限処分執行報告書の写しを添付の上、連絡するものとする。

ウ 処分の解除等

前アの処分の執行等を他の都道府県公安委員会に依頼した場合において、自動車の所有者の保管場所の確保を確認した旨の連絡を受けたときは、当該公安委員会に確認通知書を送付

し、処分の手続終了後における、処分の手続を終了した旨の書面の送付等の連絡を求めるものとする。

また、他の都道府県公安委員会から処分の執行等の依頼を受けた場合において、自動車の保有者の保管場所の確保を確認したときは、処分の執行等の依頼を受けた都道府県公安委員会から自動車の保管場所が確保されていることを確認した旨の書面の送付を受け、前(4)の処分の解除のための各手続を行うものとし、警察署長から手続終了の報告を受けたときは、当該公安委員会に対し、手続終了報告書の写しを添付の上、連絡するものとする。

第4 適用地域に在る運送事業用自動車の保有者に対する措置

1 通知等

(1) 通知事案の認知及び報告等

運送事業用自動車について、警察官が法第8条の規定による通知の対象とするものと認知したときは、第3の1の(1)及び(2)の手続を準用する。

(2) 通知

警察署長は、通知事案に該当すると認められる事案については、通知書を作成するとともに、関係書類を添付して、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会に通知するものとする。この場合において、第3の1の(4)のア後段及びイの手続を準用する。

2 監督行政庁に対する通知

(1) 運送事業用自動車通知

交通指導課長は、警察署長から前1の(2)による通知書を受領した場合は、前1の(2)の通知に係る事案について、別記様式第11号の運送事業用自動車通知書を作成して、運送事業を監督する行政庁に対して、その旨を通知するものとする。

(2) 運送事業用自動車通知事案の移送

交通指導課長は、警察署長から前1の(2)による通知書の送付を受けた場合に、当該通知に係る事案のうち、自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内に在るものについては、別記様式第12号の運送事業用自動車通知事案移送書を作成し、関係書類を添付して当該公安委員会に移送するものとする。

第5 適用地域外の地域に在る自動車の保有者に対する措置

警察署長は、使用の本拠の位置が適用地域外の地域に在る自動車について、法第8条の規定による通知の要件に該当するものと認められる場合、当該自動車の保有者に対し、保管場所を確保するよう指導するものとする。

なお、運送事業用自動車については、別記様式第13号の運送事業用自動車通知事案上申書を作成して、広島県公安委員会に対して、その旨を上申するものとする。この場合において、広島県公安委員会は、第4の2の手続を行うものとする。

第6 報告又は資料の提出

第3の1の(3)の回答、第3の2の(4)のイの確認等の場合で、保管場所の確保状況に関し、疑義があるときは、適宜、次により法第12条の規定による報告又は資料の提出を求めるものとする。

1 書面による要求

警察署長は、報告又は資料の提出を求める場合は、別記様式第14号の報告・資料提出要求書（以下「報告・資料提出要求書」という。）及び別記様式第15号の報告・資料提出回答書（以下「報告・資料提出回答書」という。）を交付して行うものとする。

2 他の都道府県公安委員会への執行依頼

(1) 警察署長は、報告又は資料の提出に係る保管場所の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、報告・資料提出要求書、報告・資料提出回答書及び関係書類を交通指導課長を経て、当該公安委員会に送付するものとする。

(2) 交通指導課長は、前(1)により警察署長が報告・資料提出要求書、報告・資料提出回答書及び関係書類を送付してきた場合は、当該報告又は資料の提出に係る保管場所の位置を管轄する都道府県公安委員会に対し、別記様式第16号の報告・資料提出要求依頼書により執行を依頼するものとする。

3 他の都道府県公安委員会からの依頼に基づく執行

(1) 交通指導課長は、広島県公安委員会が他の都道府県公安委員会から報告又は資料の提出要

求の執行依頼を受けた場合は、速やかに、当該報告又は資料の提出に係る保管場所の位置を管轄する警察署長に関係書類を送付するものとする。

(2) 前(1)により、関係書類の送付を受けた警察署長は、速やかに、報告又は資料の提出を求められた者に当該関係書類を交付するとともに、その結果を別記様式第17号の報告・資料提出報告書により、交通指導課長を経て、報告又は資料の提出要求の執行を依頼した都道府県公安委員会へ報告するものとする。

4 連携の確保

警察署長は、報告又は資料の提出要求を行うに当たっては、交通指導課長と連絡を密にして、適正な運用に努めるものとする。

様式第1号（第3関係）

年 月 日

警察署長 様

階級

氏名

㊟

通 知 事 案 報 告 書

下記の自動車について、保管場所を確保していないおそれがあるものと認められるので、報告します。

自 動 車 の 区 分		<input type="checkbox"/> 自家用自動車 <input type="checkbox"/> 運送事業用自動車
自 動 車 の 番 号 標 の 番 号		
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置		
自 動 車 の 保 有 者	住 所	〒 () () 局 番
	氏 名	
保 管 場 所 が 確 保 さ れ て い な い お そ れ が あ る も の と 認 め ら れ る 理 由		
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 保管場所法切符 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他 ()

第 号
年 月 日

様

警察署長 印

自動車保管場所確保状況照会書

あなたが保有している下記の自動車については、保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められるので、保管場所の有無について回答してください。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住所	〒（ ） （ ） 局 番
	氏名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められる理由		

注1 保管場所の有無について、同封の自動車保管場所確保状況回答書により回答してください。

なお、回答書は、下記の連絡先まで、持参又は郵送してください。

2 15日以内に回答がない場合は、自動車の運行が制限される場合があります。

連絡先
〒（ ）

警察署 課 係
（ ） 局 番

様式第3号（第3関係）

年 月 日

警察署長 様

住所 〒（ ）

（ ） 局 番

氏名

自動車保管場所確保状況回答書

照会のあった自動車については、下記のとおりであるので回答します。

自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	

（回答欄）下欄だけ記入してください。

保管場所の位置		
保管場所の所有者	住所 〒（ ）	（ ） 局 番
	氏名	
保管場所確保の日		年 月 日
備 考		

様式第4号（第3関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 様

警察署長 印

通 知 書

下記の自動車については、保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第8条の規定により、通知します。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	〒 () () 局 番
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められた理由		
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 自動車保管場所確保状況回答書 <input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 保管場所法切符 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他 ()

第 号
年 月 日

公安委員会 様

広島県公安委員会 印

自動車運行供用制限事案移送通知書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に在るので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第8条の規定による警察署長の通知書を移送します。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	〒 () () 局 番
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認め た理由		
添 付 書 類		通知書 <input type="checkbox"/> 自動車保管場所確保状況回答書 <input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 保管場所法切符 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考		

(表)

第 号
年 月 日

様

広島県公安委員会 印

自動車の保管場所の確保等に関する法律第9条第1項の規定により、下記の自動車を運行の用に供してはならないことを命じます。

自動車運行供用制限書

命令の年月日		年 月 日
自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住所	〒 () () 局 番
	氏名	
命令の理由		

裏面の注意事項をよく読んでください。

(裏)

注 意 事 項

1 運行供用が制限された自動車については、広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）により、保管場所が確保されている旨の確認を受けるまでの間は、運行してはいけません。

運行した場合は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることがあります。

2 保管場所を確保した場合は、自動車保管場所確保申告書により公安委員会に申告し、保管場所を確保した旨の確認を受けてください。

3 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県公安委員会に対して上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

4 その他不明な点は、下記の連絡先に問い合わせてください。

連絡先

〒730-8507

広島市中区基町9-42

広島県警察本部交通部交通指導課

電話(082)228-0110

第 号
年 月 日

広島県公安委員会 様

警察署長 印

自動車運行供用制限処分執行報告書

下記の自動車について、下記のとおり、運行供用制限処分の執行をしたので、報告します。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住所	〒 () () 局 番
	氏名	
処分を執行した日時		年 月 日 時 分
処分を執行した場所		
処分執行者の階級及び氏名		

様式第8号（第3関係）

第 号
年 月 日

様

広島県公安委員会 印

確 認 通 知 書

下記の自動車について、下記の位置に保管場所が確保されたことを確認したので、通知します。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	〒 () () 局 番
	氏 名	
確保した保管場所の位置		

第 号
年 月 日

広島県公安委員会 様

警察署長 印

手 続 終 了 報 告 書

下記の自動車について、保管場所が確保されたので、確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行ったことを報告します。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	〒 () () 局 番
	氏 名	
確 保 し た 保 管 場 所 の 位 置		
確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行った日時		年 月 日 時 分
確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行った者の階級及び氏名		

第 号
年 月 日

公安委員会 様

広島県公安委員会 印

自動車運行供用制限処分執行等依頼書

下記の自動車について、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に変更されたので、運行供用制限処分を執行すること及び当該処分に係る自動車の保有者が保管場所を確保した場合における処分の解除のための手続を行うことについて依頼します。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住所	〒（ ） （ ） 局 番
	氏名	
命令の理由		
備考		

第 号
年 月 日

様

広島県公安委員会 印

運送事業用自動車通知書

下記の自動車の所有者である運送事業者は、保管場所を確保していないおそれがあると認められたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第2項の規定により、通知します。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
運送事業者	所在地	〒（ ） （ ） 局 番
	名称	
保管場所を確保していないおそれがあると認められた理由		
添付書類		

第 号
年 月 日

公安委員会 様

広島県公安委員会 印

運送事業用自動車通知事案移送書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に在るので、運送事業用自動車通知事案を移送します。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	〒 () () 局 番
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められた理由		
添 付 書 類		
備 考		

第 号
年 月 日

広島県公安委員会 様

警察署長 印

運送事業用自動車通知事案上申書

下記の自動車については、保管場所を確保していないおそれがあるものと認めたので、上申します。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	〒 () () 局 番
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められた理由		
添 付 書 類		
備 考		

(表)

第 号

年 月 日

様

広島県公安委員会 印

報告・資料提出要求書

自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定に基づき、下記のとおり報告・資料提出を求めます。

報 告 事 項	
提 出 資 料	
報告・資料提出の期限	

注 裏面の注意事項をよく読んでください。

(裏)

注 意 事 項

- 1 報告事項については、同封の報告・資料提出回答書により回答してください。
- 2 提出資料については、同封の報告・資料提出回答書に資料名を記載した上、資料を添付してください。
- 3 報告・資料提出回答書及び資料は、下記の連絡先まで、持参又は郵送してください。
- 4 報告・資料提出の期限までに回答せず、又は虚偽の回答をした場合は、10万円以下の罰金に処せられることがあります。

連絡先

〒 ()

警察署交通課 係
電話 () 局 番
(取扱者)

年 月 日

広島県公安委員会 様

住所 〒（ ）

電話（ ） 局 番

氏名

報告・資料提出回答書

報告事項・提出資料については、下記のとおり回答します。

報 告 事 項	
提 出 資 料	

注1 報告事項欄には、報告・資料提出要求書の報告事項に対する回答を記載してください。

2 提出資料欄には、提出資料名を記載してください。

第 号

年 月 日

公安委員会 様

広島県公安委員会 印

報告・資料提出要求依頼書

下記の者に対し、自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定に基づき、報告・資料の提出を要求したいので、その執行を依頼します。

報告・資料の提出を 求める者	住 所	〒 () () 局 番
	氏 名	
報告・資料提出の期限		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 報告・資料提出要求書 <input type="checkbox"/> 報告・資料提出回答書 <input type="checkbox"/>	

第 号

年 月 日

公安委員会 様

広島県公安委員会 印

報告・資料提出報告書

下記の者について、自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定に基づく報告・資料の提出があったので報告します。

報告・資料の提出を求めた者	住 所	〒 () () 局 番
	氏 名	
報告・資料の提出状況		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 報告・資料提出回答書 <input type="checkbox"/>	